

## 共謀罪新設に反対し、廃案を求める意見書

共謀罪の新設を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が前の国会で継続審議となり、来年早々の通常国会で成立が図られようとしている。

共謀罪は「4年以上の刑を定める犯罪」（その数は619以上にも及ぶ）について「遂行を共謀」したものを「犯罪の合意」という、どのようにも解し得るあいまいかつ不明確な基準によって処罰するものである。

これは犯罪を実行しなくても、ただ話し合っただけで処罰されることにつながるものであり、実行行為を処罰することを基本原則としてきた我が国の刑法体系を根底から覆すものである。また個人の意思や思想を処罰することに通じ、憲法の保障する思想・良心の自由、表現の自由、集会・結社の自由等の基本的人権に対する重大な脅威となるものである。

さらに共謀罪の捜査は、具体的な犯罪行為を対象とするのではなく、会話、電話、電子メールなどあらゆるコミュニケーションの内容を対象とせざるを得ないため、自白への依存度を強めるとともに、犯罪捜査のための盗聴の拡大や電子メールの傍受の合法化など、我が国の監視社会化に一層、拍車をかける危険性をはらんでいる。

共謀罪の新設については日本弁護士連合会、全国27以上の単位弁護士会が反対の会長声明を発表しており、このことから問題の重大さをうかがい知ることができる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、市民の自由・人権を侵害から守るために、思想信条の自由、内心の自由を侵害し、人が人として生きる自由を阻害する共謀罪の新設に強く反対し、廃案を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月21日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄